

## 男女共同参画

わたしらしく輝く あしたのために  
お互いに尊重しあう まちをめざして

市民生活課市民生活係 ☎0824・73・1154

### 男女共同参画社会の実現

性別に関わらず、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、皆さん一人一人の取り組みが必要です。

市は、第2次庄原市男女共同参画プランの中で、「男女共同参画が形成された社会」をわたしらしく輝くあしたのために、お互いに尊重しあう共同参画のまち」を実現すべき姿に設定しています。

昨年度は、国の第5次基本計画および県計画との整合を図るため、現行プランを見直し「第2次庄原市男女共同参画プラン（後期計画）」を策定しました。

慣習や社会における制度など、性別による固定的な役割分担意識を改め、お互いに思いやり、尊重しながら、平等に参画できる社会の実現に努めましょう。



### 毎年6月23日～29日は男女共同参画週間

内閣府は「男だから、女だから、といった性別役割意識にとらわれず、個性と多様性を尊重し、自身の可能性を信じて誰もが生きがいを感じられる社会を、実現していくきっかけとなるキャッチフレーズ」を募集しました。

その結果、総数2522点の応募があり審査の結果、本年度のキャッチフレーズを「あなたらしい」を築く、「あたらしい」社会へ」に決定しました。

市は男女共同参画事業として、6月21日から市内7会場で巡回パネル展を開催します。皆さんも身近なところから男女共同参画について考えてみませんか。

## 肺炎球菌予防接種の申請を受け付けています

保健医療課医療予防係 ☎0824・73・1155

肺炎は、日本人の死亡原因の第5位であり、特に高齢者は死亡リスクが高くなっています。

市は、高齢者の肺炎などを予防するため、肺炎球菌の定期予防接種を実施します。

対象者は、令和5年3月31日までに接種を受けると、接種料金の助成を受けることができます。

なお、この期間を過ぎても、予防接種を受けることは可能です。（全額自己負担、おおむね8千円）

### 《対象者》

- ▼ 右下の表に当てはまる人
- ▼ 60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓などの機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある人

※過去に肺炎球菌の予防接種を受けたことがある人は対象外です。

### 《申請方法》

#### ▼65歳になる人

6月に接種券および予診票を送付します。ただし、非課税世帯または生活保護世帯の人は、減免申請をすることで減免後の接種券を交付します。

#### 持参するもの

- ・ 本人確認書類
- ・ 事前に送付している接種券

対象年齢	生年月日
65歳	昭和32(1957)年4月2日～昭和33(1958)年4月1日
70歳	昭和27(1952)年4月2日～昭和28(1953)年4月1日
75歳	昭和22(1947)年4月2日～昭和23(1948)年4月1日
80歳	昭和17(1942)年4月2日～昭和18(1943)年4月1日
85歳	昭和12(1937)年4月2日～昭和13(1938)年4月1日
90歳	昭和7(1932)年4月2日～昭和8(1933)年4月1日
95歳	昭和2(1927)年4月2日～昭和3(1928)年4月1日
100歳	大正11(1922)年4月2日～大正12年(1923)4月1日

#### ▼65歳以外の対象年齢の人

必ず事前に申請が必要です。

#### 持参するもの

- ・ 本人確認書類
- ※本人確認書類は、健康保険証などを持参してください。（生活保護世帯の人は、被保護者証明書）

### 《申請窓口》

保健医療課または各支所地域振興室・市民生活室（西城支所はしあわせ館）で受け付けます。

### 《接種料金》

- ▼ 一般 3千円
- ▼ 市民税非課税世帯 1500円
- ▼ 生活保護世帯 0円